

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年(2015年)10月14日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 馬 場 和 子

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担 当 所 属	監 査 執 行 対 象 団 体 名	対 象 年 度、 項 目	監 査 期 日
産業部 観光企画課	公益社団法人 彦根観光協会	平成26年度 彦根観光協会補助金 他	平成27年8月21日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、負担金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているかどうかなどについて、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

実施事業は、負担金の交付目的に沿って適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

今後とも事務処理には十分配慮され、適切かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。  
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

## 公の施設の指定管理団体監査結果

### 1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
市民環境部 人権政策課	ウィズで集う会	平成26年度 彦根市男女共同参画センター	平成27年8月21日

### 2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているかなどについて、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

### 3 監査の結果

指定管理業務については、条例および協定書等に沿っておおむね適正に行われており、出納その他の事務についても指摘すべき事項は認められなかった。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な施設運営に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。